

# 会 告

一般社団法人 日本義肢装具士協会  
選挙管理委員会

新たな制度として平成 28 年度の定期総会（7 月 16 日）にて代議員制度が導入されました。この代議員を選ぶ「代議員選挙」を、定款第 15 条および代議員選挙規程に則り、実施致します。また同時に、任期満了に伴い、次期の理事と監事を選ぶ「第 4 期 役員候補者選挙」を、定款第 30 条、定款細則および役員選任規程に則り、実施致します。

各選挙につきまして、次頁以降にお知らせします。

## 代議員選挙

代議員選挙は、代議員を選ぶ選挙です。

代議員とは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の社員であり、平成 28 年度定期総会にて本会に導入されました。代議員は、これまでの正会員に代わり、総会にて議決権を行使できる唯一の会員で、議決権を行使することで、本会の方針決定プロセスに責任を持ちます。

代議員の任期： 平成 29 年度定期総会 ～ 平成 33 年度定期総会（4 年間）

### 1) 基本事項

#### (1) 選挙区と定数：

	選挙区	定数		選挙区	定数
1 区	北海道支部	7	4 区	中部日本支部	18
2 区	東北支部	8	5 区	西日本支部	35
3 区	東日本支部	31	6 区	南日本支部	15

※ 定数は、平成 28 年 4 月 30 日時点の各選挙区の正会員数を 20 で除して、小数点以下を切り上げた値です。

※ 自分の属する選挙区の立候補者を選ぶ選挙になります。

(2) 選挙権および被選挙権の有権者： 会費を完納している国内在住の正会員

#### (3) 立候補届け出

① 書 式： 次頁の「代議員選挙立候補届出」を使用してください。

他薦はありません。

② 提出方法： 下記の宛先に、郵送または FAX にて提出してください。

(一社) 日本義肢装具士協会事務局

〒113-0033 東京都文京区本郷 5 丁目 32-7 義肢会館 202

FAX 03-5842-5458

③ 提出期日： **平成 28 年 10 月 15 日 (必着)**

④ 「役員候補者選挙」と「代議員選挙」との両方に立候補することはできません。

### 2) 立候補者名簿の作成手順

#### (1) 経歴書

立候補者に経歴書の提出を要請します。経歴書は立候補者情報として有権者に開示します。

#### (2) 立候補者名簿

経歴書に基づいて立候補者名簿を作成します。

### 3) 投票

選挙区ごとに選挙を実施します。

立候補者の応募数が、定数以内となった選挙区では、当該の選挙区に立候補した全員が**無投票当選**となります。一方、立候補者の応募数が、定数を越えた選挙区では、選挙を実施し、得票順に上位から定数まで順次当選とし、最下位に同点者がある場合は、選挙管理委員長が抽選により決定します。

投票手順は以下とします。

- (1) 投票用紙および立候補者名簿を有権者に郵送します（平成 28 年 11 月下旬）。
- (2) 投票用紙に同封される投票要領に従って、投票します。
- (3) 所定の投票用紙および返信用封筒以外の投票は無効となります。
- (4) 無記名投票とします。

### 4) 開票および代議員の選任

- (1) 開票は選挙管理委員立ち会いの下で行われます。
- (2) 当選をもって、代議員が選任されます。
- (3) 定数を満たさなかった選挙区では、選挙管理委員が代議員を定数まで選任します。

### 5) 予備代議員の選任

代議員選挙規程第 16 条第 5 項により、代議員の任期中の欠員に備えて、あらかじめ予備代議員を選任します。

# 代議員選挙立候補届出用紙

※「役員候補者選挙」と「代議員選挙」との両方に立候補することはできません。

平成 28 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

私は、一般社団法人 日本義肢装具士協会 代議員選挙に立候補致します。

氏 名	Ⓜ
選挙区 いずれかに ○	1 区 北海道支部 2 区 東北支部 3 区 東日本支部（関東甲信越） 4 区 中部日本支部（東海・北陸） 5 区 西日本支部（近畿・中国・四国） 6 区 南日本支部（九州・沖縄）
所属施設	
連絡先	住所：〒 TEL： FAX：

※ 本用紙をコピーして郵送、またはFAXにて**10月15日**までに下記の事務局へ提出して下さい。

<送付先> 一般社団法人 日本義肢装具士協会 事務局  
〒113-0033 東京都文京区本郷 5-32-7 義肢会館 202  
TEL 03-5842-5457 FAX 03-5842-5458

## 第4期 役員候補者選挙

第4期役員任期：平成29年度定期総会 ～ 平成31年度定期総会（2年間）

### 1) 基本事項

- (1) 選挙区： 全国区
- (2) 定数： 理事は10名以上15名以内、監事は3名以内
- (3) 選挙権および被選挙権の有権者： 会費を完納している国内在住の正会員
- (4) 立候補届け出
  - ① 書式： 次頁の「役員候補者選挙立候補届出」を使用してください。  
他薦の場合には以下も留意してください。
    - ・有権者1名につき候補者1名を推薦できます。
    - ・本人に立候補の意思がある場合のみ候補者とします。必ず本人に意思を確認してから届け出を提出ください。
  - ② 提出方法： 下記の宛先に、郵送またはFAXにて提出してください。  
(一社) 日本義肢装具士協会事務局  
〒113-0033 東京都文京区本郷5丁目32-7 義肢会館 202  
FAX 03-5842-5458
  - ③ 提出期日： **平成28年10月15日(必着)**
  - ④ 「役員候補者選挙」と「代議員選挙」との両方に立候補することはできません。

### 2) 立候補者名簿の作成手順

- (1) 経歴書  
立候補者に経歴書の提出を要請します。経歴書は立候補者情報として有権者に開示します。
- (2) 立候補者名簿  
経歴書に基づいて立候補者名簿を作成します。

### 3) 投票

- 候補者が最大定数以内のときは、**信任投票**を実施し投票数の過半数で信任とします。一方、候補者が最大定数を超えたときは選挙を実施し得票順に、上位から最大定数まで順次当選とし、最下位に同点者がある場合は、選挙管理委員長が抽選により決定します。投票手順は以下とします。
- (1) 投票用紙および立候補者名簿を有権者に郵送します（平成28年11月下旬）。
  - (2) 投票用紙に同封される投票要領に従って、投票します。
  - (3) 所定の投票用紙および返信用封筒以外の投票は無効となります。
  - (4) 無記名投票とします。

4) 開票および役員を選任

(1) 開票は、選挙管理委員立ち会いの下で行われます。

(2) 当選者が役員候補者となり、総会での承認を経て、役員が選任されます。

5) 会長、副会長、常任理事の決定

役員選任規定第5、6および7条により、改選された理事会は理事の中から会長、副会長、常任理事を決定します。

6) 支部長の決定

定款細則Ⅲの2により、支部長を理事の中から選任します。

7) 委員長の決定

定款細則Ⅳの5により、委員長を理事会の議を経て選任します。

# 役員候補者選挙立候補届出用紙

※「役員候補者選挙」と「代議員選挙」との両方に立候補することはできません。

## 1. 自 薦

私は、一般社団法人 日本義肢装具士協会 第4期役員候補者選挙に立候補致します。

平成28年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

( ) 理事 ( ) 監事 (どちらに立候補するのか、何れかに○)	
氏 名	Ⓜ
所属施設	
連絡先	住所：〒 TEL： FAX：

## 2. 他 薦

私は、一般社団法人 日本義肢装具士協会 第4期役員選挙に、下記の者を推薦致します。

平成28年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

( ) 理事 ( ) 監事 (どちらに推薦するのか、何れかに○)	
氏 名	
所属施設	

推薦者氏名 \_\_\_\_\_ Ⓜ

住 所 〒 \_\_\_\_\_

所属施設 \_\_\_\_\_

※ 他薦の場合、必ず、本人に意思を確認してください。

※ 本用紙をコピーして郵送、またはFAXにて**10月15日**までに下記の事務局へ提出して下さい。

<送付先> 一般社団法人 日本義肢装具士協会 事務局

〒113-0033 東京都文京区本郷 5-32-7 義肢会館 202

TEL 03-5842-5457

FAX 03-5842-5458